

第九回 参議院通商産業委員会會議録第十号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)午後二時六分開会

本日の會議に付した事件
○自販車競技法を廢止する法律案(衆議院送付)
○土地調整委員会設置法案(内閣送付)
○特別鑑査復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○採石法案(内閣送付)(第八回國會繼續)
○鉱業法案(内閣送付)(第八回國會繼續)
○鉱業法施行法案(内閣送付)

○委員長(深川榮左工門君) 只今より通産委員会を開会いたします。

先ず予備審査として提案されておりまず自販車競技法を廢止する法律案につきまして、提案者のお一人であるところの加藤さんから御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(加藤充君) 急いでプリントしました提案理由書を今日漸くお手許にお渡しできるところまで至つたのでありますけれども、大文字組も汚らうございますし、読みにくいので恐縮だと思つて、なお誤字、脱字などもございまして、その点は誠に申訳ない次第であります。

御指名によりまして只今議題になりました自販車競技法を廢止する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。自販車競技法は、これを制定かたを希望するといふ輿論に基きまして、自販車

業界の窮状を克服し、同時に窮迫しておる地方財政の増収に寄與するといふ目的を以て制定いたしましたして今日に至つておるものであります。

さて私どもの提案理由の第一といたしましては、地方財政の問題であります。地方財政の窮迫は、本国会におきまして、衆議院地方行政委員会が満場一致の決議を以ちまして、平衡交付金の増額を要請しましたように、窮乏はその極に達しております。この原因は、平衡交付金が従来の地方配付税国庫補助金の半額程度しか交付されず、この交付金さえ返還をいたさなければならぬような事態になつておるのであります。加へまするのに、地方住民の生活の破綻、又地方産業の衰退、多額の兩税などによりまして、地方税の徴収率は現在全国平均二割乃至三割という状態なのであります。この状態を解決いたしたる途は、自販車競技法の存続というやうな手段を以ちましては、一時の糊塗すら可能ではございませぬ。まさに右に申上げましたやうな原因を根本的に除去する以外にはないかと考えております。而も現実には屢次に亘る不祥事件のために、その都度多数の警官を動員するための自治体警察費を初め、直接間接の経費は地方財政にとつて却つて負担となつております。このたびの中止措置によりまして、地方財政にあられた赤字の影響は深刻である点も重要であります。このやうないつ再び中止事件を惹起するか予測のできないやうな不安定な財

源に地方財政が依拠するといふやうなことは、極めて不健全財政と言わなければなりません。

第二には、我々の挙げる理由といたしまして、不正と腐敗の問題であります。競輪場の開設、経営をめぐる暴露されました官公吏、地方財界、業界、地方ボスから中央政界にまで及ぶ不正腐敗事件、又レースの八百長をめぐる不逞ボス、これらに結び付いた極右暴力団の跳梁、暗躍、選手への腐敗等、今や競輪は不正腐敗の温床となつておるものであります。

第三には、宇都宮、鳴尾競輪などに見られました放火、殺傷事件、これに対する警察官の発砲騒ぎ、多数の検束騒ぎなどが惹起されて、社会不安の問題となつております。更に一言附言いたしますれば、これらの被検挙者中におよそ被疑事実とは無関係の多数の人たちがむやみに検挙されている事実はあります。これは人道、人權の立場からも看過できないことなのであります。

第四に、道義の頹廢の問題であります。最近類型的な映画の輸入や、これに刺戟されました淫猥な映画、演劇、小説の氾濫、ビンゴと稱する賭博類似遊戯の輸入、流行と相待ちまして、これが國民の健全な文化に與る恐るべき悪影響は、単に家庭生活の破壊にとどまらず、民主独立日本の将来に重大なる害悪となるであらうことは、公知の事実なのであります。この実情は全く植民地様相を呈しているものであります。

以上私どもは競輪法実施後の実情と、これに対する輿論の現状に鑑みまして、直ちに國家的、大局的見地に立ち、本法案を提案するものであります。最後にこの法案廢止後の問題につき、特に次の点について適切な御考慮を政府において拂われたいと考へるものであります。

即ち第一は、すでに設置されました競輪場その他の附属施設については、低買金のためにその肉體すら消耗して、肺病亡國が重大な問題化しております。今日、勤勞國民のクリエーションのための健全なスポーツ施設への転用、遊び場を奪われました子供たちのための公園への転用などを急遽に図ること、第二は、この廢止に伴ひまして生ずるいわゆる競輪関係の従業員の失業対策、第三は、これに依拠しておりました地方財政の赤字に対する政府の処置であります。

以上が提案理由の要旨であります。なお法律案の中身につきましては、簡單でありますので、説明を省かせて頂きたいと思つて、何とぞ事態の重要性に鑑みまして、速かに御審議の上可決せられんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(深川榮左工門君) 只今説明になりました自販車競技法を廢止する法律案につきましては、その質疑応答は後刻に譲り、本日は提案理由の説明だけにとどめて置きたいと思つております。

御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(深川榮左工門君) 異議なしと認めます。

○委員長(深川榮左工門君) それでは土地調整委員会設置法案につきましても、委員各位の御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

○吉田法晴君 この点は或いは衆議院でも問題になつたかも知らぬと思つて、土地調整委員の罷免の問題、九條、十條に亘つておりますが、九條の三号には「委員会により、心身の故障のため」云々という理由を挙げて、その委員会がこういう理由があるといふことを認めるときにはやめなければならぬ、こういう規定がありますが、この任命は國會で兩院の承認を得ておられる、罷免だけは國會の承認を要しないという建前になつておるわけですが、第九條の一号、二号は、これは、禁治産或いは破産の宣告を受けたとき、禁錮以上の刑に処せられたときという法律上の手続によるのでありますから、議論の余地はないと思つて、それから三号の「心身の故障のため」というのも、これも大して問題の起ることはないと思つて、職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき、という、この非行の認定、こういうものについて、これは委員会の認定によるということになりますので、或いは日登總裁、副總裁の罷免の例に鑑みましても、現在のように委員の顔ぶ

れが片寄りがちなときにおいては、その辺についても法上の保障は得られぬといふことになり、任命の場合と同様、第十條に、国会で両院の承認を経てという文句を入れる。或いは九條三號の「委員会により」を削る。こういつたように罷免の場合も国会の承認を経るというように直したほうがいいのではないかと考えられますが、その点についてどういふ御意見でしょうか。

○政府委員(高辻正巳君) 御尤もな御質問と拜聴するのでございますが、この御指摘の第九條三號の特に後段について、「職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行がある」と認められたとき、というこの「委員会により」という認定が、その恣意に任される場合もあり得ようじやないか。そういう場合も顧慮して、罷免の場合も両院の同意を得ることにしてはどうかというお話なのでございますが、この第九條三號の委員会の認定につきましては、更にあとの條項を御覽下さいと、第十二條の第三項におきまして、委員会は、第九條第三號の規定による認定をするには、特に本人を除く委員の一致がなければならぬというのを法律上の要件としたしておりました、委員会が、やはり本人は除き得ずけれども、それ以外の者の全員の一致があるということでありました、これは委員会としては公正な判断をするということになる、それも多数決であつては困るけれども、全員の一致であればよろしかろうというふうなことで、一方に自分の保障を置くと同時に、この認定には極めて慎重な会議の議決方法を作つてお

るわけでございます。従つて御懸念のようないふこともないと思つてございませうし、なお罷免の場合に両院の同意を得るといふことも考えられないことではございませぬけれども、これは今申上げましたような、慎重な手続を経てやることであります、あえてそこまで行かなくても、普通の他の法律の規定と同様に、この点は両院の同意を経るといふことを、この規定上必要としなかつたわけでございます。勿論この罷免がありますと、後に委員を補充しなければなりませんので、その際は勿論両院の同意を経るに任命するといふことになることは言うまでもないところでございます。

○委員長(深川榮左工門君) ちよつとお話いたしました。只今隣りの農林委員会で討論採決があつて速記が要らぬといふので、速記は向うへちよつとやつて、又向うが済みましてから、こちらへ呼びますから御了承願いますか。

○吉田法晴君 それでは二、三點お尋ねしてあとお譲りするといふことになって頂きたい。この点につきましては、今の委員の罷免の問題はあと廻しにしまして、次の点をお尋ねをいたして置きたいと思つて、委員会の委員長及び委員についてであります、本委員会の委員長及び委員は法律に明文化されておらないのであります、常勤でありますか、非常勤でありますか、常勤であるならば、身分は何でありますか、その点をお伺いいたして置きたいと思つて。

○政府委員(高辻正巳君) お答申上げます。この委員長及び委員は常勤でございます。と申しますのは、普通法律におきまして非常勤とする場合には、特に非常勤とするという言葉を使つておられるのが通常であります、それからこの委員長、委員の給與でございますが、これはこの附則にありましますように、特別職の職員に關する法律の一部を改正いたしましたので、この電波監理委員会の委員等と同様の給與が受けられることになつております。それでこの委員については常勤と考へております。勿論特別職でございます。

○委員長(深川榮左工門君) ちよつとお話いたしましたと思つて、吉田君の質問中ではございませぬが、ちよつと一時御質問を打切つて頂いて、そして特別職復旧臨時措置法の一部を改正する法律案を議題に供したいと思つて、御異議ございませんか。

○委員長(深川榮左工門君) 御異議ないと認めます。本法案に対して御質疑がございましたら、どうぞ御質疑をお願いいたします。他に御発言もございませんようですから、質疑は盡きたものと認めて御異存ございませんでしょうか。

○委員(深川榮左工門君) 御異議なしと認めます。御異議なしと呼ぶ者あり。 ○委員(深川榮左工門君) 御異議なしと認めます。 それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ、賛否を明らかにしてお述べを願います。 ○山川一君 私は本案に賛成するものであります、一言述べて置きたいのは、本一部改正案中、第十一條の「被指定者がその者の負担において施行する復旧工事」についての説明として、

まして、「その者に係る特別損害の復旧工事」から第五條第二項の規定により施行者が定められるものを除いてあるが、これは当然第五條第一項をも含まれるべきものと解釈されますので、これが法的措置については、できるだけ早い機会に政府として善処されんことを要望いたしまして、本案に賛成いたします。

○政府委員(首藤新八君) 只今山川委員から御指摘なされました第十一條の「第五條第二項の上」に第一項を入れるといふことでございます。全くこれは政府の大きなミスでありまして、誠に申訳ないと思つておるのであります。御趣旨によりまして、近い機会にこれを修正したいと思つて存じます。と共して、それまでにはこの運用上におきまして、この欠陥のために被害のないような措置を十二分に講じて行くつもりをしておるのであります。なお又幸いに實際問題といたしまして、この一項に該当いたしますのは、主として國の直営工事が多いのであります、その他には余り大した影響はないと思つて、いずれにいたしましても、運用上におきまして、この一項を入れたと同様の措置を講ずることになつたと思つて存じますので、何とぞさよう御了承された上、このまま一応御決定願いたいと思つて存じます。

○委員(深川榮左工門君) ほかに御発言はございませんか。……ほかに御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異存ございませんか。 ○委員(深川榮左工門君) 御異議なしと認めます。

○委員(深川榮左工門君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(深川榮左工門君) 御異議なしと認めます。 ○委員(深川榮左工門君) 御異議なしと認めます。 それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名
駒井 藤平 古池 信三
高瀬 正吉 松本 昇
上原 正吉 西田 隆男
小野 義夫 山川 良一
小松 正雄 吉田 法晴
加藤 正人
○委員(深川榮左工門君) ちよつと速記をとめて……
午後二時三十八分速記中止
午後三時十二分速記開始
○委員(深川榮左工門君) 只今中村

が、いろ／＼検討して参りますと、この租鉱区の開発、租鉱権の設定というものは、主として残炭その他を合理的に、残りを少なからしめる意味において開発せしむると、こういう趣旨からきておるのであります。が、勢い残炭を掘るにつかまして、まあそう申しては失礼であります。租鉱権の存続期間も五ヶ年という短期間でありまして、まあ残つたものを掘るといふので無責任な掘りかたをする者もありはしないか、それからなお租鉱権者となるようなかたには、とかく資力の薄いかた／＼も多いように觀察するの、かた／＼いたしまして、若し租鉱権者の作業によりまして、租鉱権者が発生いたしました場合に、租鉱権者だけの責任にいたして置きますと、被害者が非常に不安に思ふ。賠償請求できない場合も起り得るのではないか、これでは被害者にとつて甚だお気の毒であるといふような社会政策的な見地からもいたしまして、租鉱権者と鉱業権者と連帯して責任を負うようにしたからうかと、さういふことにはいたしたわけでありませう。

○西田隆男君 表面上の御説明は今もやつて頂いてわかるのですが、そうしますと、さつき吉田君の質問に対して御説明のあつたように、附帯決議も附けられておる。従つて衆議院としては、この鉱業法案の中に盛り込んでおる金銭賠償だけでは必ずしも鉱害の賠償は完全でないという前提に立つておられる。さう私は考へるのですが、今のお話を承つておると、租鉱権者になるごとき者は、ややもすると乱暴な掘りかたをする、而も資力が乏しいため、この法案に規定されておる金銭賠償の目的すらも達せられないことがある。被害者が非常に迷惑をするから、社会政策的な意味合からでも、さういふ規定をいたしたほうがよからうという御考慮に基いたという御説明でありました。が、純粹な法律論は別といたしまして、少くとも鉱業権者が、租鉱権者たらしむるために、双方話合つて適当だと認め、且つ通産局長もこれを適当だと認める以上、少くとも租鉱権の設定された鉱利において、この法案に規定されておるくらいは金銭賠償の義務を負い得ない、或いはそれから局長において租鉱権者として認めないという結論が私は生れて来なければならぬ、又通産局長としてはそれだけの責任を持つて当事者双方から申請されたものに対しての決断を興えなくちやならぬ、私はさういふふうにお考へておられます。中村さんも長らく鉱山行政にタッチされておつたので、私が現在まで知つておる租鉱権の、租鉱権として認められる実体についてこれからお話を申上げたいと思つておる。元來この租鉱権、今まで行われておりました使用権、その前の斤先掘権なるものは、鉱業権者自体から実際に鉱利の開発の上においてさうしたほうがよろしいからという意欲に燃えて、斤先掘りしたり、使用権を設定したりするといふ事例は殆んどなくて、租鉱権者たらんとする者、使用権者たらんとする者、斤先掘権者たらんとする者等から、大体大きな鉱区を持つて、鉱業権者自体が開発しないでうつつちやつていられる所を、無理に自分たちの力で開発したいという嘆願というか、懇願というか、さういふ形において斤先掘りなり、使用

権なり、これから法案に規定されている租鉱権が恐らく設定されるであろうと私は考へるのであります。従つて通産局長としては、この決定を認定する場合に、さつき申しましたような考慮が十分拂われねばならない、併しながら人間の……、人間の……、併しなういふ申出があつた場合に、大鉱業権者と申しますか、租鉱権を興えるほうの側に立つ者は、いや／＼ながら突はる由があればそれを拒否したいという考へ方が一ぱいであつたといふふうにして、私は実情をさういふふうにして解釈をしておりますが、この規定を設けることによつて、被害の賠償、被害を受けられたところに対する賠償の義務が完遂されるということよりも、むしろこの法案に規定されている租鉱権というものが有名無実になる慮はないか、という理由は、大鉱業権者が租鉱権を設定する場合には、損害の賠償までも鉱業権者が租鉱権者と十分連帯して負わなければならないということでは、さつき中村さんからお話があつたように、監掘をする慮れもあるし、或いは資力の乏しい点もあるであろうから、さういふ意味で、迷惑をさういふふうにはもういやだといふ考へ方に基いて、損害賠償の連帯責任を唯一の拒否理由として、恐らく今後の日本における租鉱権の設定が全くないとは申されませんが、非常にその数が少くなる慮れがあつて、折角この法案に一脈流れております地下資源を完全に公共の福祉に副うように開発するといふ趣旨が没却されがちになる慮れはないかといふことを、私は非常に懸念するのでありますが、この点に對し

ては衆議院においても十二分の考慮が拂われたであらうとは考へておりますが、なお一応中村さんの御見解を承わつて置きたいと思つておられます。

○衆議院議員(中村幸八君) お答え申上げます。只今西田さんからお尋ねであります。御意見御尤もな点もあつたように考へます。併しまあ大鉱業権者といつたしまして、中小のさういふ斤先等と協力して行かなければ、日本全体の石炭の増産はできないものでありまして、話し合ひでさういふことのないように政府も指導して行かなければならないし、又我々もそれを希望するのであります。御説御尤もであります。さつきとて一方被害者の立場を考へますときに、荒涼たる、草木も生えていないような北九州地方の惨状を見ますときに、何とかこの窮状を打開して上げたい、さういふ熱意に我々は燃えておるのであります。さつき御説明申上げましたような、取りあへず今度の法案では金銭賠償を原則とするが、政府においては一般鉱害についても原状回復ができるような研究に着手する、即刻これを実施に移すように、さういふ決断をいたしておるのであります。さつき御説御尤もな点もあつたように、衆議院で附帯決議を附けられた、この前も決議を附けられておつた、併し政府に対しては種々難詰するであらうけれども、政府自体として何らこれに對して処置を講じなかつたといふのが現在までの実情でございます。而もさういふ

を眺めるとおつしやいました。これはあなたがら租鉱権者だけの被害ではない、一般の鉱害のための被害で、我々として、国全体の立場から地下資源を採掘されるであらう全体の被害について修理できないもの、復旧できないものを如何にして復旧するかという点に重点を置いて、これについて結論が生れれば、租鉱権のごときはさう考へる必要はない。さつき申しましたように、これから先の日本の租鉱権設定の客觀情勢が急速に変れば別問題ですが、さういふ規定を置くために、却つて租鉱権の設定が阻まれ、それによつて地下資源の採掘にささかでも支障を来すといふことが現時を若し誘致したならば、これは立法の趣旨と全く逆行する結果になる、さういふことは考へるのであります。併しもう会期も迫つておりますし、会期中においてこの條文を修正するとか何とかいふようなところまでは考へておりませんが、これは一つ衆議院のほうでもよくお考へになつて、適當な機会においてこの條文は政府原案通りに御修正になるといふお氣持になつておいて頂きたいと思つておられます。さつき御説御尤もな点もあつたように、衆議院で附帯決議を附けられた、この前も決議を附けられておつた、併し政府に対しては種々難詰するであらうけれども、政府自体として何らこれに對して処置を講じなかつたといふのが現在までの実情でございます。而もさういふ

で附帯決議を付けてお通しになつたが、その間において、政府当局とも衆議院側としては折衝されたらうと考へております。併しながら遺憾ながら本委員会において、通産委員会の小委員長としての中村さんの鉱業法案に対する修正意見を開陳された中に於いて、政府のこういふ確約をとつたから、今度こそはこの附帯決議が生きて、急速に早急に実施されて、鉱害賠償の問題については、被害者に安心してもらへるのだという明確な御説明がなかつたように聞いております。当委員会におきましても、鉱害の賠償という問題については、この鉱業法が施行された後の鉱害は勿論、過去において発生したまま放置されている特別鉱害以外の一般鉱害の問題につきましても、非常に重点を置いて種々論議されました。関係閣僚すべての出席を求め、今日多分政府側から御答弁があると思つておりますが、当委員会として、衆議院側で附けられた附帯決議を即日からも実施できる態勢に閣議決定を見ない以上は、この法案は本委員会は通過させないという非常に強い各委員の要望があつたのであります。衆議院側としては、ちよつとそういう点については促進かたについて御協力下さると思つておられますが、本日中村小委員長からの御説明の中にありませんでしたから、それを政務次官から、閣議の模様はどうなつてゐるか、我々が当委員会において主張し、要請し、希望した通りに閣議決定を見たかどうかという点について御答弁願ひたい。

○政府委員(首藤新八君) 一般鉱害の原状復旧に對しまして、政府が急速に

審議會を作るということは、昨日並びに一昨日もこの委員会で御報告申し上げた通りであります。一昨日閣議の了解を頂戴いたしました。更に昨日正式に閣議の決定を見たのであります。この内容は昨日大體御報告申し上げたと同じであります。多少字句に二、三訂正されたところがありますので、鉱山局長からその内容を詳細に御報告をいたしたいと思つて、衆議院におきまして、第七国会で附帯決議が行われたのであります。政府として、二分に尊重いたしました。これを十分を講じたいということで、関係各省の担当官と二、三回協議をいたしましたのであります。何分にも特別鉱害の査定に相当時間を費やしました。更に又復旧公社の活動が、予算措置の面で関係筋と政府との見解を異にいたしました。それがためにあの問題が相当解決に時間をとられたというやうなことから、つい一般鉱害の原状復旧に對するところの対策が遅れたやうな次第であります。が、幸いに特別鉱害に對する閣議決定も先ほど頂戴いたしました。今後はこの復旧を実施するのみと相成りましたので、事務的にも相当余裕ができるかと思つて、今後は一般鉱害の対策につきましても、急速に具体的な案を決定したいと、強い熱意を持つてゐることを御了承願ひたいと思つて、御報告いたします。

○政府委員(徳永久次君) 只今のところ内閣では或る程度閣議決定が進みまして、最終決定になりましたものが、ただ持ち返りまして折衝中でございます。

すので、いすれでござりまして、又本委員会にコピーをお届けすることになりました。昨日一応出しましたものを原案として、我々用意いたしましたものをお配り申し上げておつたのであります。それが若干の字句の修正が行われております。但し本旨は全然変わつておりません。但し本旨は全然変わつていないわけでありまして、起案者のほうで勿々の間に起案いたしましたやうな関係で、各省持ち廻りました際に、重要性の少い字句その他場所を要するとかいふやうな点で修正がござります。趣旨においては変更はありませぬ。念のために取りました点をかいつまんで申し上げます。昨日閣議で決定いたしました案の中には、審議會を組織するといふことが一であります。所管、これが二の組織となつております。これが書きかたが少し不明確になつておりますので、所管事務及び組織及び運営といふやうな姓名に直りました。原案にはなかつた字句としまして、審議會に誰が諮問するかといふことが第一の点であります。その点が一つであります。それからこの点で一番ポイントになつております。民間人、学識経験者、例えば石炭鉱業権者とか或いは被害者とか、学識経験者といふものを、これだけのものを添へております。それから審議事項の中に、第四番目の復旧工事施行方式といふのを括弧書きをしまして、工事施行主体を固とするか、鉱業者とするか、或いは農事組合とするかといふやうな括弧書きがあつたのであります。これは実は私どものほうから修正をいたしました。特別会計勘定としまして、因が当事者となることは適當でないと思つたので、括弧書きは削除してもらひたいとい

ふことで削除いたしました。件名としては工事施行の方法を謳つてゐるわけでございます。それから六番目に、鉱業権者並びに地方公共団体その他受益者の経費負担及び限度という項目がござりますが、この項目の中は受益者が公共団体をこの中に入れるのは適當でないといふ意見がありまして、この中から削除いたしました。次の項目に移りまして、次の七番目の項目に限度という項目がござりますが、この項目の中は受益者の点を書くだけでござりますから、地方公共団体をこの中に入れる、原案は「公共事業費その他財政負担の限度、方法の検討」といふことに相成つておつたのであります。そのほうへ修正をいたしました。これを「公共事業費その他国及び地方公共団体の財政負担の検討」といふやうに字句が訂正になつたのであります。只今申し上げましたごとく両者の間に変更ができた関係で、文章を仕上げるための字句の修正をいたしました。なお最終修正は行われておりません。なお最終案を刷り上げて、お手許にお届けするやうに取運びたいと思つております。

○西田隆男君 中村さん、今お聞きになりましたやうな結果になつております。恐らく国会で附帯決議を法律案に付けて通す前に、閣議でその附帯決議を充足する、施行する内容が閣議で決定しておるというやうなことは前代未聞だと思つておられます。従つてあなたは衆議院に席を持つておられると同時に、政府の興業である自由党の党員であられるので、この鉱害賠償の問題は、衆議院だけに任せるといふお氣持じやないと思つておられます。今の閣

議決定の内容に基いて一日も早く急速に一般鉱害の復旧の緒につかれるやうに、今後とも全面的な政府の御協力を一つ自由党のほうから要請して、被害の人にも早く安心感を與えるやうに御努力をお願いいたします。私の質問をこれで終ることにいたします。

○吉田法晴君 自由党の修正案に關連しまして、政府側に尋ねて置きたいと思つておられます。先ほど中身は中村小委員長にお尋ねしたわけでありませんが、旧法を修正するといふ形ではなくて、新しい鉱業法を出すといふ形で政府提案が出て来たわけでありませぬ。而もその中には繰返して申すまでもなく、これは新しい理念を持つておつたものと思つておられます。それが自由党の修正案によつて相当土地調整委員会或いは地方の賠償基準協議会等の点を除くなら別でありますけれども、殆んど旧法に近い線に帰つた。それからこの調整委員会なり或いは協議会の結果についてはすでに聞いて参つたわけでありませんが、甚だしきに至つては試掘権のごときは旧法よりもなお長くなつておる。初めは二年々々に区切つて試掘権の独占その他を解放しようとする意向があつたのであります。が、だんだん自由党の案その他で以て元以上の長いものに實際においては帰つたといふ結果に相成つておられます。政府として一つの理想、一つの觀念を以て新らしい鉱業法を出されたのが、精神的には全く逆戻りをしました今日、どういふ工合に考へられますか、その点を伺つて置きたいと思つておられます。

○政府委員(首藤新八君) 政府といたしましては、できる限りマツチする法

案を作りたというのが一番大きな希望であります。只今修正されました全部ではありませんが、例えば面積の問題であるとか、或いは又試掘権の期間であるとかいうようなことは、鉱業法を改正いたしまする委員会におきましても、しばしばこれが問題になりまして、この修正通りにするほうが実情に適するといふ意見が非常に強かつたのでありますけれども、関係筋の御了解を得ることが困難でありましたので、一応原案通り決定いたしましたのでございます。併しながらその後この法案を審議いたしまするに際しまして、衆議院の通産委員の皆さんが鋭く現地を視察いたしましたして、業者の意向を十二分に拜聴いたし、更に又公聴会を開きまして、二十数名に亘る公述人の意見を徴しました結果、殆どこの現地のかた、或いは公述人が、只今修正されたように非常に望み望みいたしておるのであります。従つてこの改正したアイデアというよりも、根本的に実情に即して地下資源を開発する上において支障のない措置を講ずることが適当である。かように考えまして、政府はこの修正案に同意をいたしました次第であります。

○吉田法晴君 一昨日でありましたか、成るべく鉱業法の審議を促進してもらいたいという意味で通産大臣が言われましたことは、こういう場合に修正せられるであろうからという意味を合んだ発言もあつたのであります。只今の説明を聞いておりましたも、政府のなし得なかつたところ、政府の希望するところを、衆議院の自由党その他でその筋の了解を得るための工作をされたかのような印象を受けるのであります。

ます。それは自由党の政府として或いは当然かも知れんと思つたのであります。従来鉱害賠償審議会なり、或いは鉱害賠償基準協議会等の論議を通じて見ましても、そういう民主的な運営の面においては十分意欲を実現することができなかつたという意味において、自主性の確保において足りなかつたところがあるように思つたのであります。今後なお努力し、改善をする意欲があるかどうか、その点だけでも一つお尋ねして置きたいと思つておられます。

○政府委員(官藤新八君) 御説までもなく、今後法案を実施いたしましたして、なお実情にそはなない点がある、修正したほうが便利だといふような点がありましたらならば、潔くそれらは修正いたしましたと考えたいと思つておられます。

○小松正雄君 さつき西田委員より衆議院の委員長である中村さんに切々たる参議院の空気を懇願いたしました。願いを加えて置きたいと思つて、一言お願いを加えて置きたいと思つて、昨日の委員会での審議会が作られる、この作られるのはいつ頃であるかという事を質しましたところ、政府としては、この月末には作り上げて、そして発足するのだという、日限的にもはつきりここで申されておられますので、どうか衆議院におかれまして、こういうつたことを併せて御鞭撻を願つてお願ひ申上げて置きたいと思つておられます。

おります。なお先ほど修正案の提案理由で御説明いたしました際、私は鉱業法案は三法案を一括して全部御説明申上げたつもりであります。が、ちよつとその点御疑問があるように伺いますので、釈明いたして置きますが、先ほど御説明した中で、現存試掘権についても更に延長を認めようといふことは、これは鉱業法施行法の改正修正案になつておられます。それから採石権と採石権との間の調整規定を設けるといふのは、これは採石法の中の修正になつておられます。それから土地調整委員会の設置法案につきましては、これは鉱業法案なり、採石法案の修正に伴つての整理的の修正でございますので、念のために申上げて置きます。

○西田隆男君 鉱業法案の修正点が大分あるようですが、これをもう一遍簡単に御説明して頂けませんか。

○委員長(深川榮左門君) ほかに御発言ございませんか。御発言もないうのでございますから、衆議院通産委員会中村幸八君に対する衆議院における修正に関する質疑はこれで打ち切ります。

石法案に対する修正に関する申入がありました。これが取扱いに關して協議をいたしたいと思つておられます。先ず申入の内容について山本専門員より報告をいたさせます。

○専門員(山本友太郎君) 御指名によつて、参議院の農林委員会から当通産委員会に申入のありました鉱業法案及び採石法案及びその修正に關する件を御報告いたします。文書の形式で以て申入があつたわけでありまして、公文書の形式はとつておられません。刷り物として参つておられます。一応内容について朗読をしながら御説明を申し上げますが、それによりまして、「鉱業法案及び採石法案に關し、これが運用の適正を期し、鉱業と共に、農林業の健全な発達に資するため、左記の要領によつて、本両法律案を別紙の通り修正せられたる右申入を、」こういふことで、内容になつておられます。

○委員長(深川榮左門君) この際お諮りいたします。昨六日付参議院農林委員会より文書を以て鉱業法案及び採石法案に対する修正に關する申入が、

商産業局長が鉱業権者等に対し他人の土地を使用し又は收用する許可を與えるに當つて知事に協議した場合、この協議がととのわなないときは、関係主務大臣に協議することとする。これは第六百六條關係でございます。次の第四点は、「損害の賠償について原状回復の請求権を強化すること。これは第六百一一條關係でございます。先ほど申上げましたように、採石法案につきましては、鉱業法案に準じて取扱う、かような内容を以ちまして、條文修正の案もそれに附けまして、農林委員会のほうから申入があつたわけでありまして。

○政府委員(徳永久次君) 只今四つございまして、第一点として、府県知事に協議をいたしまして、協議が整わなかつた場合には問題を中央に持上げて、中央で措置するといふ点でございますが、この委員会でもこれに關連する御質問があつたのであります。この法の趣旨が、極力現地の実情に即しながら、實際の運用に當る者に責任を持たせまして、この事務運営の簡素化を図るという趣旨が出ておりました。その趣旨から大半の権限を通産局長に委任いたして、その趣旨を、而して通産局長はそれら、の關連に即して、地方の府県知事も御相談を申上げ、実情に即した措置をとるといふことに相成つて、見ましても、協議いたしました際に、冷たいほうの解釈からいたしますれば、

最終的に協議が整わない場合には、通産局長が決定権を持つてゐるというものが従来の解釈の例でございますが、鉱業の場合につきまして、同様の例が全然ないという事は否定申上げませんが、実情におきましては、一応の協議を申上げて、ノーという結論が出ました際に、極力事態の実情を十分御相談申上げて措置をいたしてゐるというのが例でございます。又それによりまして、各県におきまして円滑に運営されてゐることもございしますので、問題が地方で一回限りノ一になった場合には、又それを中央に持上げるということにいたしました。結局中央も又地方の実情というものを聞いて、地方からの意見を聞いて、それによつて処置するということになりますので、却つて問題は、中央で一段上のようではございませんが、実情に遊離してありますだけに、却つて中央でこじれるという弊害も予想されるというふうにも考えますので、修正の点は適當ではないのではないかとこのように考へるわけでありま

す。それから第二点として出ておりましたこの土地使用、収用の場合に、宿舎等であつたと記憶いたしますが、収用を認めないという御趣旨であつたと記憶いたしますが、この点はこの委員会でもお話がございましたように、宿舎等の利用は、鉱業というものが、天から興えられたる場所によつて仕事をしなければならぬという自然の制約があるわけでありまして、その特殊性に基づきまして、この使用権というものを認めなければ、鉱業が円滑に行かないという趣旨から來てゐるわけであり

まして、これを認めないということにいたしますならば、この前もお答え申上げましたが、例えば山の上で仕事をしなければならぬという場合に、労働者は山の下でしか宿舎が認められないということになりますと、一里も二里も毎朝登山しなければ鉱山に入れないというようなこともまあ例として起るわけでありまして、そういうようなわけで、鉱業が円滑に参るはずはございませんし、この法案にはどうしても認めなければならぬ、ただ認める場合におきまして、他に換地が求められないという制約もこの條文に付いてい

ることでもございしますので、鉱業実施上止むを得ない場所の場合に認めるといふこととあります。これは鉱業の特殊性から来る止むを得ざる規定でございまして、この削除ということとは不適當と考へるわけでありまして、それから第三点といたしましてお話のございました、この使用、収用の場合に、府県知事に協議いたしました場合の第二段の措置という点でございまして、これは第一の点と同様な趣旨のようでありまして、適當ではないのではないかと考へるわけでありまして、それから第四点といたしまして、鉱害賠償の責任を、抽象的でございますが、強化しようという趣旨につきましては、鉱業法で鉱業権者に負わすべき責任の限度というものは、この委員会でもよく御議論がございましたように、この法に定めて、ただ残る問題として、國家的な国土の総合利用、或いは農業食糧増産というよう

な見地から問題が残つてゐることは、我々も認めるわけでありまして、その点につきましては、当委員会でも十分御

審議されて、又政府案に対する善処につきまして、御鞭撻を頂いた方向によつて解決することが最も妥當なる方法であると考へますので、この原案における鉱業権者の責任を強化するということには賛成しかねるのであります。○委員長(深川榮左門君) 只今の農林委員会からの申入は如何に取扱つたらよろしいかと思ひますが、どういたしましよ。

○上原正吉君 これは只今鉱山局長さんから御説明があつたように、我々の委員会ですてに大體論議研究したこととございまして、その結論にもすてに近付いておられますので、ございまして、當委員会といたしましては、承わり置くという事で、従来の我々の結論を覆ささないようにお願いいたしたいと思ひます。

○山川良一君 なお只今当局からお話がありましたが、この農林関係のかたが考へるのも無理はないので、實際に鉱業法の運営に当りまして、通産省としてもこの希望にできるだけの副うような、實際的な措置を運用上なさるようになつて望みます。

○政府委員(首藤新八君) 了承いたしました。○委員長(深川榮左門君) 只かに只今の農林委員会からの申入についての取計らひについて御意見ございましたら、お願いいたします。

○小野義夫君 賛成です。○委員長(深川榮左門君) それでは只今述べられました上原委員の説のよ

うに取計らうことになつた。○西田隆男君 私は鉱山局長に鉱業法の施行法案についてお伺ひしたいところがあるのですが、この前の委員会では

第十三條の問題について大分質疑をしたのですが、その際に第十三條の末項にある「追加鉱物の採探について相当の補償金を請求することが出来る」という條文について、鉱山局長の御答弁では、六ヶ月か、一年かということであつた。それに対して通産局長は、そういうふうなことで、次の項には担保の問題もあるのですが、決定がしにくいではないか、條文の中にその規定を置くのは別問題として、一応の基準を置くには示すべきであらう。その基準をどういふふうにしたらよいかということとを研究して御答弁願ひたいという質問をしておつたのですが、その後私も委員会でもこの問題に触れて質問をしております。今日は最終回のようだから、鉱山局長のほうでどういふふうなことに考へをおまゝとめになつておるのか、その点を一つ御答弁を願ひたい。○政府委員(徳永久次君) 先般御指摘に相成りました第十三條の補償金の問題につきまして、最終的に通産局長が処置しなければならぬということが予定してございしますので、それに対して中央からその基準を興えなければならぬという、その興える用意をしておらぬじやないかという御指摘があつたのでございまして、私どもとしては、早速その点につきましては準備を開始しておるところでございます。と申しますのは、本省といたしまして、取りあはず新しい鉱山の関係のところにつきまして、交渉して集まるだけの、既往の当事者間の契約の事情を調べる手配をしております。それから地方におきまして、その地方でわかる資料の収集を手配いたしております。なおこの問題につきまして、地方等の

担当者の事情、準備の仕方及び既往によつてわかつてゐる状況というものをとりまとめるということとで、それから來週でございますが、担当者の会議も予定しております。状況でございますが、その準備に着手いたして、ま

せんが、その準備に着手いたして、ま

せんが、その準備に着手いたして、ま

せんが、その準備に着手いたして、ま

される場合は考慮されたい。重ねて山局長に私要望いたしましたので、公正妥当な案を必ず作つてもらいたい。六月間の、政令できめられる施行期日までに案ができて、その案が悪かつたにしたらと、もはや国会でどうこうするといふことはできませんので、又次の国会で法案を修正しなければならぬ段階に追い込まれて、国民諸君に對しては誠に遺憾なことになりますから、その点を十分御勘案の上で、只今中村委員長からも聞きましたが、衆議院でも非常問題になつたといふ点もお話で聞きましたので、その点も考えられて、公正妥当な結論を出して頂くことにして、この第十三條の問題を打ち切ります。

○吉田法晴君 もう一点、委員会の審議の終るまでに考慮すると言われまして問題で、地上の利益と地下の鉱業権との調整の問題であります。この鉱業権の設定をいたします上に半永久的な鉱業施設を作る場合において、鉱業者が一応協議をしますと申しますが、そういう点について、これは條文は協議することができるといふようなことであるが、できるかも知れないけれども、こういうお言葉がありました。最終段階になりましたので、その点の修正は出て参らなかつたのでありますが、それで政府としてはこの問題についてどういふ工合にすることによつて解決するか、今日それをやつて行くといふ具体的な解決策が條文以外においても立っているのではありませんか、その点を明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) その点は、ここで……、非常にむずかしい問題でありますから、研究して申上げるといふことを実はお答え申上げて置いたのでありますが、両三日あとでございます。たか、参議院で行われました公聴会の際に、実は私もお答えしたのではございませんが、法律の専門家でありませう。と申しますのは、私も法制局及び法律のテクニクの問題でございます。御相談に参つたのであります。その結果我妻先生は、御意見を詳細に耳取りして御説明されましたので、差当りのところ、それによりまして私は御了解して頂いたつもりでおりますので、特にお答え申上げなかつたのであります。結局長のほうから協議するといふようなことを規定いたしました。それによつて地上の所有権者、或いは土地の利用に對して権利を持つておる人が何らかの不利を受けるといふような、例えば協議しなかつたことによつて賠償の際に不利を受けるといふような趣旨の法文を置くことなれど、これは極めて地上権なり、所有権の調整の問題として非常にむずかしい問題であつて、簡単に結論も出しにくいし、又法制的にもむずかしい問題である。ただ單純に鉱業者側から通知することができない、その法律的な効果を何ら規定しない趣旨の條文を挿入するといふことならば、それは法律上の問題としてやまはし問題に相成るが、併しそれは單純なまあ準法的な意味の規定を入れるといふのとどまると、さうな趣旨のものがあつたと思はれるのであります。記憶しておるのであります。私もこの委員会では問題になりました実質問題として

の問題は、鉱業権者側といたしまして、できるだけこの會議でも御引用になりましたような、重要な建造物が造られる際に連絡をされるというふうなこともして頂きたいと思ひます。それによつて、現地の通産局がその條文にあるような措置を行政の問題としてやる、お手伝いするといふことは異議ございませんが、法制の問題としての規定をいたしますと、非常にむずかしい問題を含んでおりますので、一応私どももいたしましては、將來の研究に譲つて頂きたいと思つておる次第であります。

○委員(深川榮左工門君) 鉱業法、採石法案、鉱業法施行法案、土地調整委員会設置法案、四案の取扱い方につきまして、隔意なき御意見を承わりたいと思ひますので、一時速記を止めて懇談をいたしたいと思ひます。ちよつと速記をとめて……。

○委員(深川榮左工門君) 速記を始めて……。

○委員(深川榮左工門君) 異議なしと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、それらに賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○吉田法晴君 それで社会党を代表して、採石法、土地調整委員会法に關する條件附賛成と申しますか、不満ではあるけれども、賛成をするといふ趣旨の討論をいたしたいと思ひます。我が日本社会党は、御承知のように勤労者の利益を代表し、社会主義を民主的に実現する政党として、鉱業法、採石法その他この上程されておりますような基礎産業或いは基幹産業と云ふべきものを規定いたしております。法律のありがた、この恒久立法に對しては、その制定の指導理念が社会主義的なものでなければならぬ、或いは社会化の方向を指向するものでなければならぬといふ建前をとることは明らかであります。従つてここに提出された採石法、採石法以下の法案が、我々が見まして、原則的に不満なものであるといふことは明らかなのであります。具体的に申しましても、この新しい鉱業法が出て参るにつきます。新らしい鉱業法の運営を民主的にする建前をとつて、いろいろな制度が設けられておるのであります。その鉱業賠償基準協議会或いは土地調整委員会等に現われております。この原案の制度は、最初意図されたものから考へて見まして、不十分なものであり、或いは理念として分断されておるといふことは、これは審議の過程を通じて明らかであります。或いは又鉱業と農業、林業その他の産業の調整というふうな精神、或いは公益との調整その他新しい理念を持つておりました。最初意図が、審議の途中において極めて不十分な、或いは不完全なものになつておることは明らかであります。いわば政府において原案を提出せられるに於いて、十分な自主性を確保して出されたとは考へたい点があるので、政府の原案が十分な自主性を確保し、そ

して新らしい鉱業法としての制定の趣旨を十分生かしておらなかつた故に、自由党の修正を以て今日参議院から提出せられた法案は、新らしい鉱業法の精神を全く没却いたしました。多量の理想、多少の指導理念を持つて出されて参りました政府原案を、全く資本主義的な立法として後退せしめられた点が明らかであります。そういう点から考へまして、社会党として、はむしろ原案の試掘権は、一般鉱物につきましては、二年の更に二年を延長することは、二年々の更に二年を延長し得るといふような原案のほうをむしろ正当である。或いは委員会の点につきましても、政府原案に更に民間人を入れ得るよう民主的な構成になすべきである。或いは山局長の権限が多過ぎるといつたような点について意見を述べたい。その修正への努力をしたいと思います。この社会党の意見も十二分に実現することが困難である。実際の議会の実情にある点も考へ、なお鉱業の被害を受けておられます農民その他大衆の利害を考へ、特別鉱害に對して解決せられた以外の一般鉱害に對しては、原状の回復或いは原状の効用が回復し得るような途が立てられることが、實際的な現段階において我々の努力すべき最大の観点と考へまして、本委員会を通じて、この一般鉱害の原状回復の途をあげるために最大の努力をして参り、特別法制定のために審議会を作る段階にまで、民主党その他委員各位の協力を得て参つたのであります。

す。そこで實際問題といたしまして、今日の段階において、希望もあり、理想はあつても、この最大の問題であつた一般鉱害の原状回復の途をあけ得たといふことを以て満足し、そして鉱業法施行法、採石法、土地調整委員会法の採決に当りまして、不満足ではありますけれどもこれに賛成をする態度をとりたいと考えるわけでありま

以上社会党を代表しまして、簡単にありますが、討論をする次第であります。

○西田隆男君 私は国民民主党を代表して、本法案の審議の過程においての意見を述べて、本案に賛成するものであります。

元來終戦後の日本の経済情勢、これに伴う産業の構成という問題は、非常に重大な問題として考えねばなりません。而もこの四つの法律案は、二ヶ年に亘る実を審議を経て国会に提案されたのでありますから、法案の中に流れております精神は、新しい時代に最もふさわしい法律を作ろうという狙いは一応狙われておるようでありませうけれども、多々まだ不満な点が多いのであります。而も鉱害の問題に關しましては、政府はどこまでも金銭賠償を原則とした賠償方式しか考へていない。これは全く古い時代の資本主義的な構想によつて考へられる賠償の規定でありまして、私たち民主党として、社会連帯主義を標榜いたしておられます關係上、仮りに國に絶対必要不可欠な産業であつても、このために迷惑をこうむる國民が多数あつて、その國民を放擲して置いてよろしいという結論は我々はどうしても生み得ない

わけでありまして、でき得ればこの法律案は、審議の過程において金銭賠償による損害賠償の原則を変えて、原状復旧若しくは土地その他の利用価値のあるようなふうの復旧ができるようなふうになり、この條文を修正したいという念願に燃えておりましたけれども、臨時国会の審議期間の問題と關係方面との交渉の余裕を持たなかつたために、当委員会においても種々論議した結果、政府の熱意が示されて、法律案審議の過程において一般鉱害並びに今後発生するであろう鉱害に対しましては、我々は満足ではないけれども、或る程度のことができるであろうという一応の見通しを持つに至りましたので、この損害賠償に対する條文の修正をしないまま本案に賛成したいと考へておるのでございます。併しながら如何に当委員会を通過して本会議でこれが決定されましても、新らしくできた四つの法律を施行する過程において、若し我々が当委員会において質疑応答をした精神が十分に汲み入れられぬやうな実施の結果が生じた場合においては、我々としては、この法律案を修正することに決してやぶさかでない。

従つて政府は当委員会における質疑応答の趣旨を十二分に付度して、委員会の意思のあるところを汲みとつて、この法案の実施に当られんことを強く要望いたしまして、この法律案の通過に賛成をするのでございます。

○委員長(深川榮左門君) ほかに御発言はございませんか。

○古池信三君 私は自由党を代表いたしまして、賛成の意見を披瀝いたしました

この問題になつております四つの

法案につきましては、それ／＼立場によりまして、いろいろと議論はあるのであります。今まで多年に亘つて慎重に調査研究を遂げられた結果、立案せられたものでございまして、又国会といたしまして、参議院といたしまして、予備審査、本審査に亘つて長期間の質疑応答、審議を経たものであります。内容につきましては、時代の進運に即した適当なる案と認めますので、自由党はこれに賛意を表す次第であります。が、本委員会におきます審議の過程におきまして、只今他の委員からも申述べられたこと、政府の今後の行政の運用におきまして、いろいろと希望が述べられております。どうぞ行政当局といたされま

上、運用上芳遺憾のない処置をおとりになることを希望いたしまして、法案の通過に賛成いたすものであります。

○委員長(深川榮左門君) ほかに御発言はございませんか。別に御意見もないようでございますから、討論は終決したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(深川榮左門君) 御異議ないと認めます。

○委員長(深川榮左門君) 採石法案、土地調整委員会設置法案、右四案、いずれも衆議院送付原案について採決いたします。四法案を衆議院送付原案の通り可決することに賛成のかたの挙手をお願いいたします。

(総員挙手)

○委員長(深川榮左門君) 全会一致

と認めます。よつて本四案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において、本四案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

○委員長(深川榮左門君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を願うことになつておりますから、本四案を可決されるかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

駒井 藤平 古池 信三
加藤 正人 高瀬 莊太郎
上原 正吉 西田 隆男
栗山 良夫 山川 良一
小野 義夫 小松 正雄
吉田 法晴 廣瀬 興兵衛

○委員長(深川榮左門君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはございませんか。御署名漏れはございませんか。

それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後四時四十六分散会

出席者は左の通り。

委員長 深川榮左門君

理事 古池 信三君

廣瀬 興兵衛君

委員 栗山 良夫君
上原 正吉君
小野 義夫君
松本 昇君
小松 正雄君
吉田 法晴君
加藤 正人君
高瀬 莊太郎君
山川 良一君
駒井 藤平君
西田 隆男君

衆議院議員 加藤 充君
中村 幸八君

政府委員 通商産業 事務次官 首藤 新八君
資源庁長官 始關 伊平君
法制局長 高辻 正巳君
第一局長 高辻 正巳君
資源庁 鉱山局長 徳永 久次君
事務局側 常任委員 山本友太郎君
会専門員

十二月六日日本委員会に左の事件を付託された

一、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のため付託は十二月二日)

九

第十一部 通商産業委員会會議録第十号 昭和二十五年十二月七日【参議院】

昭和二十五年十二月二十三日印刷

昭和二十五年十二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁